

## 【お知らせ】建設業・関連業・不動産業等に係る申請書・届出書等の押印廃止について

規制改革実施計画(令和2年7月17日閣議決定)において「原則として全ての見直し対象手続について、恒久的な制度的対応として、年内に、規制改革推進会議が提示する基準に照らして順次、必要な検討を行い、法令、告示、通達等の改正やオンライン化を行う」こととされているところです。

これを踏まえ、国土交通省が単独で所管する省令において、国民や事業者等に対して記名押印、署名等を求めている手続きについて、**押印等を不要とするための規定(様式を含む。)**の見直しが行われました。

つきましては、**令和3年1月1日以降に提出する書類について改正後の様式で提出**をお願いします。

※改正後の様式はこちらから確認をお願いします。

<http://www.hrr.mlit.go.jp/kensei/main.html>

○お問合せ先

〒950-8801 新潟市中央区美咲町1-1-1 新潟美咲合同庁舎1号館 2階

北陸地方整備局 建政部 計画・建設産業課

TEL 025-370-6571